

熊本県知事 蒲島郁夫様

2012年11月28日

日本共産党熊本県委員会

委員長

久保山啓介

県議会議員

松岡徹

蒲島郁夫県政2期目のスタートのあたり、日本共産党熊本県委員会として、5月7日、「2期目の県政運営にあたっての基本姿勢について」および「重点的施策」として7つの柱、63項目の要求課題と提示しました。

半年間という間隔であり、今回の要請は、5月7日の提案、要望をベースに、その後の情勢の進展、さらには「7・12熊本広域大災害」をはじめとする新たな事態を踏まえて行うものです。

1、県政運営の基本に据えてほしいこと

①政治の反動的逆流にこうして、憲法を守り活かす県政を

「二大政党制」が破たんし、日本の政治は「大きな歴史的岐路」にさしかかっています。

民主党政権は、3年半前の総選挙で掲げた、国民のための公約を反故にし、消費税増税と社会保障大改悪計画の「民自公」の3党談合での強行、大飯原発の再稼働、普天間基地の「辺野古移設」、オスプレイ（垂直離着陸機）の配備、TPP（環太平洋連携協定）参加、集団的自衛権行使にむけての憲法解釈の「見直し」等々、「いつの間にか自民党よりも自民党らしくなってしまう」ています。

自民党では、党内で最も右翼的・反動的な位置にある安倍晋三氏が総裁となり、集団的自衛権行使と憲法9条改定、破たんした弱肉強食の「構造改革」路線の推進を公言しています。

第3極と称する勢力は、現憲法の破棄を主張したり、すべての大阪市職員を対象とした「思想調査」の強行にみられるように、民主主義を窒息させる恐怖・独裁政治、新たなファシズムにつながる特別の危険性を持った勢力です。

こうした歴史に逆効する流れがさらに強大になるならば、憲法、民主主義、国民の生活は重大な危機にさらされることとなります。

民主主義と社会の進歩を願う人々すべてが、「今ある危機」を深く認識し、自覚し、行動に立ち上がる時です。

知事は、県議会本会議で、「戦後レジームからの脱却」についての問いに対して、戦後の体制が、「戦災から目覚しい復興を遂げ、世界でも類を見ない高度な経済成長を果たしたこと、民主主義や人権意識が国民の間に浸透したこと、医療や福祉の充実により世界一の長寿国となったことなど、特筆すべき成果も多くあります」と述べています（2011年9月議会）。

「リベラル」を信条とする知事が、憲法を守り、憲法を県政と県民のなかに生か

す県政運営を進めつつ、歴史の逆戻りに対して、毅然たる態度で臨まれることを求め、期待するものです。

②災害により死者を出さない県土、原発「ノー」の県政を

多数の死者を含む甚大な被害をもたらした「7・12熊本広域大災害」は、治水・治山対策の遅れ、災害被災者・被災地に対する救援・復旧・復興策の不十分さを如実に示しました。災害被災者・被災地の救援・復旧・復興対策に全力をあげるとともに、防災計画の見直し・充実はもとより、土地利用、開発計画を含めた災害に強い、安心、安全な災害に強い、災害による死者を出さない県土づくりへの本格的な取り組みが求められています。

東日本大震災から1年8ヶ月がたった今も、復旧・復興は遅々として進まず東京電力福島原発事故は収束どころか、16万人が避難生活を余儀なくされる事態が続いています。

原発を稼働させれば「核のゴミ」が増え続けます。猛暑の夏を経て、原発の再稼働の必要性がないことも明らかになりました。国民世論が大きく変化し、「原発ゼロ」をめざす声が国民多数になっています。

ところが、九州電力は、あくまで原発依存に固執しています。九電の元会長・松尾新吾九州経済連合会長は、原発比率について、「今でも、7割8割にすべきだと思っています」（「朝日」9月25日付）と語っています。松尾氏は、「民意、民意というが、サイレントマジョリティー（声なき多数）を考えるべきだ。脱原発のデモに何万人参加したかもしれないが、国民の5割や8割がそう思っているのか。必ずしもそうではないと思う」と脱原発を望む国民の行動、世論を否定しています。

驚くべき暴論です。

熊本県として九州電力に対して、玄海・川内原発の再稼働と新增設の中止、自然エネルギーへの切り替えを求めている。

国に対して、原発ゼロを決断し、大飯原発の稼働停止、大間原発建設の中止、全原発の廃炉への着手、自然エネルギーの本格的導入対策を働きかけることを求めます。

③「住民の福祉の増進」を第1義的に一県民の暮らし、福祉の充実を。国の悪政から県民と地域経済を守る県政

民主党、自民党、さらには「第3極」と称する勢力の共通項は、「小泉・竹中構造改革」路線の新たな推進です。消費税増税を強行する一方、年金、医療、介護などの改悪が進められています。

社会保障制度については、予算削減などの制度改悪にとどまらず、生活保護攻撃にみられるように、国民の権利としての社会保障の根本的改悪に事が進められようとしています。雇用でも、労働者派遣法改正の「骨抜き」により、非正規雇用労働者を拡大、電機産業などで大量の正社員の無法人リストラ・首切りなど深刻さが増しています。

地方自治法（第1条の2）が定める「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」との原点に立った県政運営、国に対する対応が強く求められています。

④大企業誘致依存型から地域循環型経済政策への転換を。

電気・情報産業のリストラ計画は13万人にも及びます。大規模な雇用破壊は、国民の所得を減らし、消費をさらに冷え込ませ、デフレを一層深刻化させます。

こうしたやり方は、電気・情報産業企業によって立つ基盤をますます脆弱化させ、自らの衰退に拍車をかけるものです。

大企業のコスト削減のためのリストラ、正規雇用から非正規雇用、派遣労働の拡大などによって、知識も技術も海外へ流出し、ものをつくらない、つくれない状況が広がっています。大企業の、その場限りの対策だけという対応に歯止めをかけなければ、日本の経済も、県民の雇用も県経済も不安定で悪化をたどるだけです。

ルネサスの錦工場、大津工場の閉鎖・売却計画を中止させ、誘致大企業の身勝手な労働者のリストラ、工場閉鎖などに歯止めをかける制度的対策を講じること。誘致企業が地元労働者雇用に責任を持つよう措置することは喫緊の課題です。

同時に県の経済政策のあり方を、大企業誘致に巨額をつぎ込む従来型の経済政策を転換し、住宅リフォーム補助制度や公契約条例、農林水産業の振興などによる地域でのマネーフローを活発にし、県経済を自らお持てる力で活性化させていく方向を大きく展開すべきです。

2、県政の重要課題への具体策

（1）「7・12熊本広域大災害」救援、復旧、復興対策

①災害救助法の基づく応急修理の申請期限を延長すること。また、申請に間に合わず、応急修理を利用できなかった被災者にも遡及し救済すること。

②仮設住宅の居住環境の改善を行うこと。

4世帯8人、3世帯7人が3K一部屋に居住など、劣悪な居住環境を改善すること。

物置の増設、風呂の追い炊き機能、駐車場の増設、屋根の庇を長くするなど、入居者の要望を集約し、改善すること。

③県独自の助成金支の運用について、使途の制限を取り払うこと。災害救助法にも続く応急修理を実施した世帯も支給対象とすること。

④. 住宅移転のための農振地の転用について、被災者の要望に沿った対応をすすめること。

「土砂崩れで全壊。下の平坦な土地に住宅を再建したいが、農振地で農業委員会と県の許可が必要だが許可がなかなか出ない。緊急時なので早く許可が出るようにしてほしい」との要望が寄せられています。この間、一定の配慮のもとで進み始めていますが、さらに、被災者の要望にそった対応を進めること。

(2) 白川の治水対策—河川改修の整備、立野ダム建設中止

①「7・12豪雨」による白川の浸水被害と県の責任

熊本県は、「7・12洪水」被害に対する責任を深く自覚し、今後の河川改修計画を進める際も、その内容の確定、進め方においても、被害住民の痛苦の思いに沿った対応を貫かなければなりません。

甚大な被害をもたらした「7・12熊本広域大水害」は、「これまで白川では、昭和28年6月、昭和55年8月、平成2年7月など、たびたび洪水が発生していますが、今回の豪雨は、『これまでに経験したことのないような大雨』でした」（被災地での説明会での県の説明）。同時に、白川の浸水被害は、堤防がないところからの氾濫、河川整備計画はありながら改修が遅れたがための水害でした。

最も被害が大きかった龍田陣内4丁目については、開発許可（昭和53年、54年）を下した責任、開発許可を下しながら、住民の生命・財産を守るための対策をとらなかった責任、河川整備計画（平成14年7月）で、計画を立てながら10年間放置してきた県の責任が厳しく問われています。

避難情報が3時間余りも遅れた点でも県の責任が問われます。

龍田陣内4丁目の住民は、避難情報の遅れで、「多くの死者が出なかったのは奇跡だ」といわれるほどの危険な状況にさらされました。

「12日に氾濫を起こした熊本市北区龍田地区の流域は県管理で（洪水避難対策等の対象—この部分は記事外）指定から外れており水位観測所もなく基準水位も定められていなかった」（7月25日「読売」）との指摘がなされているように、同地区は、熊本県水防計画の「洪水予報実施区域」対象になっていません。

②丁寧な説明と住民の納得・合意をもとに進めること

「県の計画には、おおむね賛成だが、さまざまな懸念、不安がある」「計画に納得がいかない。ほかにいい計画はないか」「立ち退きにはかからないが、環境変化など心配」等々の声が聞かれます。「龍田陣内4丁目」「龍田1丁目」「それ以外」というくりでの1回の説明だけでなく、地域や要求ごとなど、きめ細かい説明会を開き、丁寧に説明し、住民の声、要求に耳を傾け、計画が納得と合意にいたるプロセスを重視すること。また的確な住民の提案についてはくみ上げ、計画に反映させること。

龍田陣内4丁目の改修計画については、同地区の計画は、現在の河川整備計画（平成14年7月策定）を大幅に変更しています。なぜこのようになったのか、関係住民に納得のいく説明が不可欠です。

③被害を受けた住民が、立ち退き等でさらに被害をこうむることがないよう責任を持つこと

建物・土地の評価額、リフォーム代金、移転費用、解体費用等で住民が損失と被害を受けないよう援助と補償を行うこと。移転先については、個人任せでなく、県として責任を持つこと。災害対策であり、河川改修計画の進捗は急がなければ

なりません、期限を設定し、住民の納得と合意なしで強行するようなことは絶対行わないこと。

③立野ダム「異存なし」を撤回し、住民討論集会開催を

立野ダムについては、流域住民、県民への説明がほとんどなされていません。公聴会では、発言した30名全員が、立野ダム建設を求めませんでした。

いま急ぐべきは、住民の安全・安心のための河川改修です。ダム建設に踏み出せば、財政配分上、最も必要で急ぐべき河川改修が後回しになります。

立野ダム建設は、安全性に重大な疑念があり、想定外の洪水には対応できず、熊本市をはじめ下流域に壊滅的な被害をもたらすことが懸念されています。これらについての説明と検証はなされていません。国交省のホームページに、一方的掲載して、「説明した」とは到底通用しないものです。

立野ダムについては、国交省に対して、説明責任を果たさせ、公正な県民参加の討論集会を求めることです。討論集会では、「治水対策のあり方」「コスト」「安全性」「環境」「地域とのかかわり」のテーマごとの検証が必要です。

県民の生命、財産を守るべき県政の最高責任者として、こうした責任を果たさず、「異存なし」との返答は、無責任極まるものであり、厳しく抗議し、撤回を求めます。

知事は、球磨川では、「ダムによらない治水」を主導しながら、白川では、県としての検証も不十分なまま、「ダム建設」を認める態度をとっています。県民には到底理解できないことであり、知事自ら、公開の場で、今回の「異存なし」の根拠について、県民に説明する機会を丁寧に開催することを求めます。

(3) 球磨川水系河川改修予算確保、ダムによらない河川整備計画、「特措法」の早期制定を

河川改修予算を確保しつつ、「ダムによらない治水を検討する場」での審議をもとにダムによらない河川整備計画を策定すること、「ダム中止に伴う地域振興に関する特別措置法」の制定を国に強く働きかけること。

(4) 水俣病

①水俣病特措法にもとづく申請者が、熊本県によって「非該当」と判定されています。これに対する「異議の申し立て」について、環境省は、救済措置の方針は、関係者との協議による合意を成文化したものであり、この方針に基づく判定は、行政庁の処分には当たらないとの見解を示し、熊本県はこれに従うとの立場をとっています。

救済措置については、水俣病特措法を正確に読めばその法定位置は明らかで、特措法5条の1で「関係県の意見を聴いて」とあり、5条の3で「関係事業者の同意を得るものとする」とあるだけで、被害者の意見を成文化する仕組みはありません。5条、救済措置の方針、6条、水俣病患者手帳—に基づき政府が閣議決定した救済ルールです。

つまり、救済措置の方針は、水俣病特措法の具体化として策定されたもので

あり、これにもとづく救済の判定を受けなければ法による救済を受けることはできません。ですから救済措置の方針にもとづく判定が、最高裁判例「法行為としての処分性の判定基準」の「「行政庁の処分とは、……公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利・義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」あたるとは明らかです。

環境省の見解は、判定により一時金等の対象者と認められたとしても、救済措置を受けるかどうかは救済を求める人の判断にゆだねられているから、判定そのものによって、救済を求めるものは直接法律上の地位に影響を受けるものではないというものです。しかし、対象者と認められたものが、救済を受けないという場合はありうるわけで、だからといって判定の処分性自体がなくなるものではありません。さらに、判定によって対象者と認められたものは、救済措置を受けるかどうかの判断ができますが、非該当とされたものは、そのような選択はできず、水俣病特措法に基づく救済措置は受けられません。そのような法律上の地位となるわけです。

救済措置の方針に基づく判定が、行政不服審査法第2条に規定されている「処分」にあたることは明らかです。

「特措法7月末締め切り」、非該当への異議申し立てさえも認めない姿勢を加害者である熊本県がかたくなにとることは、県政史上に重大な汚点を記すこととなります。非該当者からの異議申し立てを受理し、再判定を行なうべきです。

②すべての水俣病被害者救済のために沿岸住民の健康調査の実施が不可欠です。

(5) 諫早干拓排水門開門問題

①福岡高裁の「開門判決」にもとづく開門時期については、熊本県としては、来年5月開門を求めること。12月開門では、養殖ノリ等への被害が生じる危険があり前倒しするべき。「限定開門」にとどまらず段階的に全面開門を実施数歩求めること。

②深刻な漁業被害に対して、有明海八代海再生特別措置法21条、22条にもとづく救済のための緊急調査と救済措置の具体化及び国への要請を行うこと。

(6) TPP参加阻止を

民主党、「第3極」勢力は、TPP参加を明確にしています。自民党の安倍総裁も、TPP交渉参加発明言しています

農業、食品の安全、国民皆保険、地方自治体での中小企業への発注など、国の制度・形の多くを壊してしまうTPP参加を許せば、熊本県の農業、食糧、県民の健康とくらし、地域経済は壊滅的な被害をこうむります。

TPP参加はストップ—明確な宣言を発していただきたい。

(7) オスプレイ低空飛行訓練中止を求めること。全県的な情報収集・監視体制を強化すること。

九州防衛局は6月末、県に対して「イエロールート」を提示しました。これによると県内の10自治体を「ルート」が走っています。ところがその後九州防衛局は、「低空飛行訓練ルートについてはわからない」と態度を変えています。

オスプレイの低空飛行訓練は、「米軍任せ」ということであり、「イエロールート」はもとより、県内どこでも、いつでも、どの高さでもありうるということです。

県として、抵抗飛行訓練中止をあらためて求めること。全県的に、情報収集・監視体制をとり、事態に応じて敏速かつ毅然とした対応をとること。

(8) 道州制、「州都」「九州広域行政機構」について

道州制はもともと国民のなかから要求として出されてきたものではなく、財界・日本経団連の要求として求められてきたものです。「県民アンケート」結果からしても、「道州制」「州都」「(道州制への予行演習としての)九州広域行政機構」推進は県民との関係では完全に空回りしており、県民、県議会のなかで疑問と批判が広がっています。

いま求められているのは、憲法92条にもとづいて、地方自治法において、以前の「中央政府の下部機関」ではない都道府県制が敷かれた原点に立ち返って、県民本位の民主的手効率的な県政をきずきあげることであり、そのためにも、国に対して、税財源の充実等を求め、その実現をはかることです。

道州制に向けての県としての取り組みについては、いったん中止・凍結することを求めます。

規制緩和、義務付け枠づけの見直し、「一括交付金」等の「地域主権改革」は、憲法にもとづく国民の権利に対しては、国の責任を放棄・後退させるものであり、国に中止を求めること。ていくことです。

条例委任については、国がナショナルミニマムとして保障してきた基準については引き下げないこと。

3、くらし・福祉を優先、熊本を元気にする予算、施策を

- ①国民健康保険税の軽減のための市町村への援助。滞納を理由にした差し押さえ、、資格証明書、短期保険証などは行わないよう、市町村、後期高齢者広域連合に求めること。市町村国保の広域化は進めないこと。国に対して、医療費比での国の45%の戻すよう国に求めること。
- ②介護保険料・利用料の軽減、特別養護老人ホームの増設を。2011年介護保険法改訂に伴う、訪問介護の生活援助時間区分の見直しなどの影響調査を実施し、利用者・施設に対してマイナスとなる点については、県として国に改善策を求めること。
後期高齢者医療制度は廃止し、高齢者負担の軽減を国に求める。
- ③こども医療費の中学校までの無料化。新婚、子育て、母子・父子家庭への民間住宅家賃補助制度の創設、県営住宅への入居枠の拡大を。

- ④保育料の引き下げ、待機児童の解消など公的保育の拡充。こども子育て新システムの名による公的保育の放棄は推進しないこと。
- ⑤生活保護申請者に遅滞なく申請書を渡すことを徹底すること。
- ⑥重度心身障害者（児）医療補助性については、現物給付にすること。助成対象を拡大すること。
- ⑦建設産業従事者及び暴露地域のアスベスト被害の実態調査を実施すること。民間建築物にかかるアスベスト撤去費用に対する県補助金を創設すること。すべての被害者、家族への補償、救済策を国に求めること。

（２）教育・勉学条件の改善

- ①少人数学級の拡充。
- ②教室の冷暖房の促進
- ③年収３５０万円未満の世帯の私立高校学費の無償。
- ④県立高校再編計画については、前期・中期計画の検証、後期計画は、関係者地元の見解聴取の徹底を優先し、推進は凍結する。
- ⑤教員の長時間・過密勤務の抜本的な改善をはかること。部活動負担を軽減すること。
- ⑥障害のある子どもの教育条件のさらなる改善・整備。障害を持つ子供を育てる父母、研究者・専門家から疑問と批判が寄せられている家庭教育条例制定は中止すること。
- ⑦現在の「放射線」副読本については、使用中止を徹底すること。
- ⑧県立中学校での公民教科書副読本の使用を中止すること。
- ⑨芸術・文化、スポーツの振興にさらに力を入れること。

（３）循環型地域経済政策の推進で、地域経済を元気に

- ①地域経済をこわす、ＴＰＰ、消費税の増税の中止を求めること。
- ②住宅リフォーム助成制度の実現。
- ③小規模な修繕・公共工事「希望者登録制度」で地元業者に発注する。
- ④「公契約条例」の制定を。
- ⑥大型公共事業を見直し、特別養護老人ホーム・保育所や学校などの整備・増設、防災対策で、仕事と雇用を増やすこと。
道路事業では、通学路・生活道路の整備、道路・橋の維持・修繕を予防保全の立場から積極的に取り組むこと。
河川では、「７・１２」災害を踏まえ、遅れている河川整備の抜本的強化をはかること。「下流から」の改修に機械的にこだわらず、危険箇所などの築堤、堤防補強などを進めること。
- ⑦大学・高校新卒者の県内での就職、青年の雇用対策を強め、元気・活力を育成する。「官製ワーキングプア」の解消、派遣切り、一方的な工場閉鎖の規制など、

労働者の安定雇用・労働条件の改善に努めること。国に対して、製造業における派遣禁止、有期雇用の規制強化など労働者派遣法の抜本改正を求めること。

- ⑧農林水産業を基幹的産業として戦略的に位置づけ、食の安全、環境など地域社会の基盤として振興する。コメ価格については、60キロ・1万8千円の価格保障プラス農地麴セリなどを加味した所得補償を組み合わせたものにするよう国に求めること。市町村、専門家と連携し、鳥獣被害対策を強ける。

林業を木材生産、水源涵養、国土保全などの面で重視し、流通・加工対策、県産在の公共事業、民間での活用、間伐材のバイオ燃料化などの対策を一層強化すること。

水産業振興では、水産物価格の保障策を国に求めること。有明海・八代海の再生をはかること。

- ⑨従来型の呼び込み型の大企業誘致、大型開発から、中小企業、農林水産業振興を基本とする内発型の経済政策への転換をはかる。県中小企業振興基本条例を改正し、誘致大企業の地域貢献をすすめる「大企業条項」を設ける。大型店の出店規制をより効果的なものに改め、規制強化の実効を高めること。

中小商工業振興予算を大幅に増額すること。金融円滑化法の延期を国に求めること。

- ⑩高齢者、障害者が、買い物ができる商店、商店街の整備・育成。
⑪小水力・風力・太陽光・バイオ・地熱など自然エネルギーの推進で、地域の雇用拡大、経済の活性化をはかる

(4) 原発ゼロ、自然エネルギーの本格的推進

- ①熊本県として「原発ゼロ」を宣言し、国に決断を求める。
②原発の再稼働、新增設の中止、老朽原発の廃炉を、九電・国に求めることに。
③原発事故による放射能の測定、医療、除染などの体制を整備する。九電との防災協定を締結する。
① 水力、風力、太陽光、地熱など自然エネルギーの導入に本格的にとりくむ。
② 県を先頭に、節電、省エネを促進する。24時間型社会の見直しを進める。

(5) 災害に強い、安心・安全な熊本・地域づくり

- ①県防災計画・震災対策の抜本の見直しについては、県民参加での検討も加え、さらに充実していく。
②学校（非構造部材含む）、公共施設、病院、住宅の耐震化促進。耐震診断・耐震補助を復活する。
③住宅耐震診断、耐震化助成の復活・充実。
④防災の地域づくり、災害の救援・復興の担い手、組織の育成・強化

地震・津波対策をはじめ安心安全の防災の地域づくり。災害からの復旧・復興のための担い手・組織の育成—消防、自主防災組織の育成強化、建設業者・建設

産業の保全・育成。消防の広域化（全県4ブロック）については、地域の意見、批判に留意し再検討する。

- ⑤防災備蓄倉庫の拡充、地域の防災訓練など、日常の地域防災力を強化する。
- ⑥破綻が明確になった「消防の広域化」は中止し、再検討すること。

（6）警察行政

- ①信号機の設置をはじめとする交通安全のための施設整備は急であり、関係予算を大幅に増額すること。
- ②経済事犯（ヤミ金、振り込め詐欺、架空請求等）、薬物犯罪（大麻・覚せい剤・MDMA・脱泡などのハーブなど）、銃器犯罪、ストーカー犯罪など、犯罪が多様化し、県民の安心・安全のための市民警察としての県警察の役割・責務は高まっており、地域警察官の割合を高めるなど体制整備をはかること。

（7）ムダづかい、不公正な公費支出の改革、財政の立て直し

- ①県負担が膨れ上がり、ゼネコン儲けの立野ダムは中止し、地元の経済強化に直結する「ダム以外の白川治水対策」を推進すること。治水・利水上も不必要で、羊角湾の環境をこわす路木ダムは中止する。熊本港については、八代港との役割分担、費用対効果の検証を行い、「人流」を軸に、県民、熊本市民に親しまれ、利用される港をめざす。
- ② 公正・多額の同和関係団体補助金は廃止する。
- ③ 予算の基本を、福祉、くらしを守り、新しい仕事と雇用をつくりだし、地域を元気に、くらしと地域経済を豊かにしていくにおいて編成すること。
- ④ 地域循環型経済の推進で、くらしと地域経済を活性化し税収増をはかること。